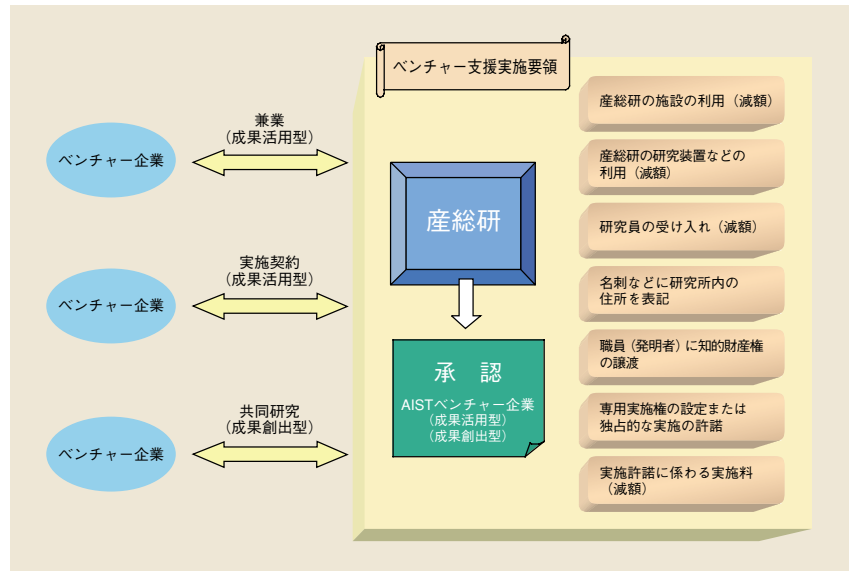


# ベンチャー企業の創出を目指して 起業化による成果普及

ベンチャー開発戦略研究センター ベンチャー支援室

ベンチャー支援室では、産総研の技術シーズや技術ポテンシャルを活用して、製品化・事業化を目指しているベンチャー企業または起業を希望する職員に対して様々な支援を実施しています。その基本となるものが「ベンチャー支援実施要領」です。産総研からの支援を希望するベンチャー企業は、この要領に基づいて申請することにより、「AISTベンチャー企業」として認定され、希望する支援措置を受けることになります。以下に「ベンチャー支援実施要領」の内容についてご紹介します。



## ●ベンチャー支援フロー

### 「ベンチャー支援実施要領」について

#### 1. この要領の目的は？

産総研の研究成果を実施に結びつけるため、ベンチャー企業に対して行う支援に関することを定めています。

#### 2. 支援を受けられる対象者は？

ベンチャー企業が次のいずれかに該当する場合は、対象者になります。

- ベンチャー企業が産総研の職員の兼業により、産総研の研究成果の実施を目指す場合。
- ベンチャー企業が実施契約により産総研の研究成果の実施を目指す場合。
- ベンチャー企業が産総研との共同研究契約により、ベンチャー企業の研究成果の実施を目指す場合。

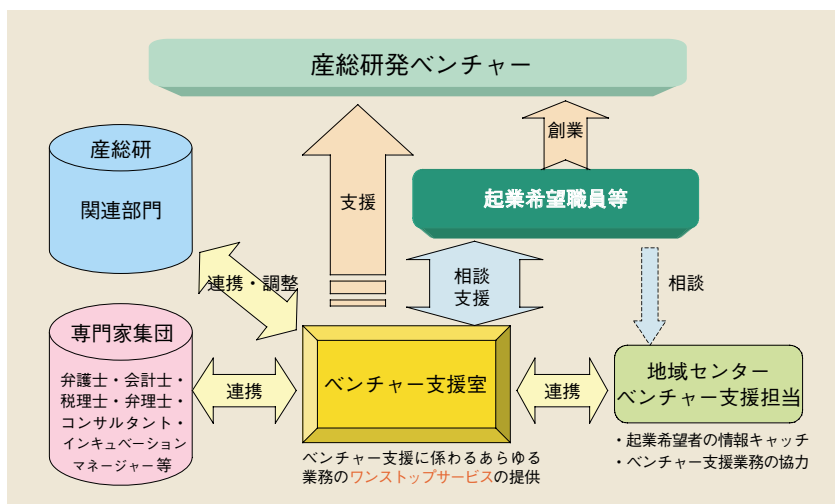
### 3. AISTベンチャー企業としての認定を受けるためにはどんなことが必要ですか？

ベンチャー企業が次のいずれかの条件を満たし、技術開発内容が産総研の業務範囲であるとともに支援の対象に相応すると認められたときに認定されます。

- 申請者が、産総研の研究成果の実施を目指して技術開発を行うとき（「AISTベンチャー企業（成果活用型）」）。
- 申請者が、産総研との共同研究により申請者の所有する研究成果の実施を目指して技術開発を行い、かつ将来的に産総研の研究成果を創出すると期待される時（「AISTベンチャー企業（成果創出型）」）。

### 4. 認定の有効期間は？

原則として認定を受けてから5年間です。



## ●ベンチャー支援室ワンストップサービス

**5. 具体的な支援措置は？**

下表によります。

**6. 認定を受けるための手続きは？**

ベンチャー企業は、「AISTベンチャー企業認定申請書」によりベンチャー支援室に申し込みます。産総研は、「ベンチャー支援実施要領」に基づき審査を行い支援の対象に相応すると認められるときは、「AISTベンチャー企業認定書」に

よりベンチャー企業を認定します。また、認定された「AISTベンチャー企業」は、希望する支援措置を「AISTベンチャー企業支援措置申請書」により、ベンチャー支援室に申し込みます。産総研は、研究活動などの影響について判断し、「AISTベンチャー企業支援措置通知書」によりベンチャー企業に通知します。

ベンチャー支援室では、これらの支援措置に関連して、産総研内の関連部署への連絡、調整や産総研の外部専門家への相談なども含めてベンチャー支援のためのワンストップサービスを提供しています。ベンチャーに関連することについては、まずベンチャー支援室にご相談ください。

●表：支援措置の内容

支援措置項目		支援措置内容	
		成果活用型	成果創出型
1	産総研の施設を利用すること	研究、連絡事務所のためのスペースを利用できる。利用料については、 <b>75%の減額措置</b> を受けられる。	研究、連絡事務所のためのスペースを利用できる。利用料については、 <b>50%の減額措置</b> を受けられる。
2	産総研の研究装置などを利用すること	利用できる。利用料については、 <b>75%の減額措置</b> を受けられる。	利用できる。利用料については、 <b>50%の減額措置</b> を受けられる。
3	産総研に研究員を受け入れること	受け入れることができる。諸経費については、 <b>75%の減額措置</b> が受けられる。	受け入れることができる。諸経費については、 <b>50%の減額措置</b> が受けられる。
4	名刺などに産総研内の住所を表記すること	表記できる。	
5	職務発明取扱規程第28条の特別な措置として、発明者である職員がAISTベンチャー企業へ兼業（役員兼業に限る）している場合に係る <b>知的財産権の譲渡</b> を受けれること（発明者である元職員がAISTベンチャー企業を設立した場合も同様）	産総研の別に定める手続きにより、 <b>原則50%以内</b> の譲渡が可能である。	
6	職務発明取扱規程第28条の特別な措置として、発明者である職員がAISTベンチャー企業へ兼業（役員兼業に限る）している場合に係る <b>知的財産権の専用実施権の設定</b> または <b>独占的な実施</b> の許諾を受けれること（発明者である元職員がAISTベンチャー企業を設立した場合も同様）	産総研の別に定める手続きにより行う。	
7	産総研が所有する知的財産権の実施許諾に係る <b>実施料</b> その他の条件について <b>優遇措置</b> を受けれること	産総研の別に定める手続きにより行う。	
8	法務、財務、税務、知的財産権などに関して、産総研が指定する <b>専門家への相談</b> ができること	無料で相談することができる。	費用が発生する場合は自己負担とする。
9	産総研が開催するベンチャー支援関連の <b>研修</b> などへの参加ができること	無料で参加することができる。	費用が発生する場合は自己負担とする。
10	産総研が実施した市場調査または技術調査に関する <b>情報提供</b> などを受けれること	調査内容の情報提供を無料で受けられる。	費用については自己負担とする。

■相談窓口

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2-2 丸の内三井ビルディング2階  
 (地下鉄千代田線二重橋前駅4番出口すぐ、東京駅徒歩5分)  
 産業技術総合研究所 ベンチャー開発戦略研究センター ベンチャー支援室  
 TEL : 03-5288-6870 FAX : 03-5288-6869 E-mail : venture-support@maist.go.jp